

高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業
費補助金交付要綱

平成13年3月1日制定

改正 平成17年10月1日 平成18年10月27日

平成18年11月1日 平成23年11月8日

平成28年6月28日 令和7年12月5日

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等が介護保険サービス等に係る利用者負担を軽減した場合に、当該社会福祉法人等に対し補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象事業者」という。）は、高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス等に係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年8月1日制定）第10条の規定に基づき介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づくサービス及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく介護扶助による介護サービス（以下「介護保険サービス等」という。）に係る利用者負担を軽減した社会福祉法人等とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助対象事業者が介護保険サービス等に係る利用者負担を軽減した総額から当該軽減を行った介護保険サービス等に係る利用者負担を軽減しないとしたときの利用者負担の総額（以下「本来収入」という。）に100分の1を乗じて得た額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（生活保護法第15条の2第1項第4号の施設介護を含む。）及び法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス（生活保護法第15条の2第1項第4号の施設介護を含む。）に係る利用者負担額について、軽減した総額が、本来収入の100分の10を超えるときは、その超えた額を補助するものとする。

2 前項に規定する本来収入は、軽減を行った介護保険サービス等について、当該介護保険サービス等ごとに、軽減が適用された日の属する月の初日から算定するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、所定の補助金交付申請書兼事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、各年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉法人軽減市町村助成費請求明細書
- (2) 利用者負担軽減実績簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、これを速やかに審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときはその旨を所定の補助金交付決定通知書兼指令書により当該申請をした補助対象事業者に通知するとともに、補助金を交付する。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金交付決定の取消し及び返還)

第6条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第7条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年3月1日から施行し、平成12年5月1日から適用する。ただし、第3条第1項ただし書の規定は、平成13年1月1日以後に提供された介護保険サービスに係る利用者負担の減免について適用する。

2 第4条第1号に規定する補助金所要額調は、平成12年5月から平成12年12月までは様式第2号により、平成13年1月以後は様式第2号の2によるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成18年11月1日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の日前にこの要綱による改正前の高知市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成23年11月8日から施行し、改正後の社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成23年4月1日前に改正前の社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成28年6月28日から施行し、この要綱による改正後の高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成28年4月1日前にこの要綱による改正前の高知市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月5日から施行する。

(特例)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前に施行された本則各号（第7号除く。）に掲げる要綱の一部を改正する要綱についても適用する。